

農薬販売届の提出（郵送・窓口）について

千葉県内で農薬を販売する場合は、農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その販売所ごとに千葉県知事への届出が必要です。

新たに販売を開始する場合にはその開始の日までに、販売所を増設する場合、届出内容に変更が生じた場合及び農薬の販売を行なわなくなった場合は、その発生から 2 週間以内に届出が必要です。

1. 新規の手続き

●新たに農薬を販売する場合及び同一届出者が販売所を増設する場合。

●提出書類

農薬販売届「新規」（様式 1）： 2 部（正本及び副本）

農薬販売届添付資料 1： 1 部

副本返却用切手	：	（参考例）	切手額面
		販売所が 1 か所で副本を折り曲げない場合	140円
		販売所が 1 か所で副本を折り曲げる場合	110円

2. 変更の手続き

●下記事項に変更があった場合

- ・届出者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
- ・販売所の名称、所在地

●提出書類

農薬販売届「変更」（様式 2）： 2 部（正本及び副本）

農薬販売届添付資料 2： 1 部

副本返却用切手： 新規の手続きを参照

3. 廃止の手続き

●農薬の販売を行なわなくなった場合。

●提出書類

農薬販売届「廃止」（様式 3）： 2 部（正本及び副本）

副本返却用切手： 新規の手続きを参照

4. 届出・問合せ先

千葉県農林総合研究センター病虫害防除課

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 1 8 0 - 1

Tel 043-291-6077 Fax 043-226-9107

5. 副本について

- 提出していただいた書類の内、副本に届出済印（新規）または収受印（変更・廃止）を押印して返送します。副本は、大切に保管してください。
- 届出済印に記載された番号が、農薬販売所ごとの届出番号となります。